○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　運送の引受け（第三条・第五条）
第二節　運送の申込み及び引受け（第六条・第十七条）
第三節　積付け（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十六条）
第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
第六節　事故（第二十九条・第三十一条）
第七節　運賃、料金等（第三十二条・第三十三条）
第八節　責任（第三十四条・第三十五条）
第九節　運送引受書（第三十六条）
第三章　損害賠償（第三十七条・第三十八条）
第四章　雑則（第三十九条・第四十条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送をも行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送をも行います。

（適用範囲）

第二条　当店の締結する貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

2　より、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の優先）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物が運送する事情がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送地間　貨物を受け取った日を含む二日

二　隣接地間　貨物を受け取った日を含む三日

三　離島宛の場合　貨物を受け取った日を含む五日

2　前項の規定にかかわらず、当店は、当店の営業所の閉鎖日、天災その他やむを得ない事由があるときは、その期間を延長することがあります。

第三節　運送の申込み及び引受け

（運送の申込み）

第六条　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名、種類、個数、容積及び重量

三　集貨及び配達又は発送及び到着する荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

四　梱包、集貨及び配達先又は発送地及び到着地の郵便番号、電話番号

五　運送の希望年月日

六　運賃、料金等の額

七　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八　高価品であるときは、その価額

九　第六十一条に規定する貨物の種類又は品目を表示するときは、その旨

十　第六十二条第一項に規定する特殊業務を委託するときは、その旨

十一　運送途中に付することを要望するときは、その旨

十二　特別な事項があるときは、その内容

十三　本約款の内容について不服があるときは、その旨

十四　その他その貨物の運送に関し必要な事項

2　前項に掲げる事項のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店が継続的な方法（電子情報処理組織を使用する方法にあっては、当店の使用に係る電子計算機の技術上の仕様が当店の定めるものに適合するものに限る。以下「電子情報処理組織等」という。）による運送の申込みを受ける旨を当店のウェブサイトに掲載している場合には、当該運送申込書を当店に提出したものとみなします。

3　前項の規定による運送申込書の提出があったときは、当店は、当該運送申込書を電子情報処理組織等を使用する方法により提供します。この場合において、申込者は、当該運送申込書を当店に提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議が調ったときは、当該申込書に、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　集貨及び配達又は発送及び到着する年月日時

二　運賃、料金等の額

2　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の確認）

第八条　当店は、運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　申込者が前項の場合において、貨物の種類及び性質について虚偽があると認めるときは、当店は、その貨物の種類及び性質を確認することがあります。

3　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

（運送引受の拒絶）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合は、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当店の運送設備に空きがないとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。

五　当店の業務遂行が、法令や規定又は善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運賃品及び貴重品）

第十条　この運送約款において運賃品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貴金属、宝石、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、商品券その他の有価証券並びに白金、金、銀、真鍮、イリジウム、ルテニウム、パラジウム、ロジウム、ルテニウムその他の白金族元素の地金、合金、延べ板、粉末、くず、屑及びこれらの製品、ダイヤモンド、ルビー、サファイア、エメラルド、真珠その他の宝石、象牙、べっこう、琥珀、珊瑚、翡翠、金剛石、紅玉、縁柱石、電気石、高純度の他の金属元素、金属化合物、合金、混合物、化合物、錯体、ナノ粒子、ナノワイヤ、ナノチューブ、ナノシート、ナノ多孔体、ナノ結晶、ナノ薄膜、ナノ構造体、ナノ複合材料、ナノ触媒、ナノ電子材料、ナノ磁性材料、ナノ光学材料、ナノ医療材料、ナノ環境材料、ナノ エネルギー材料、ナノ構造体を含む材料、ナノ粒子を含む材料、ナノ繊維を含む材料、ナノ薄膜を含む材料、ナノ多孔体を含む材料、ナノ結晶を含む材料、ナノ複合材料を含む材料、ナノ触媒を含む材料、ナノ電子材料を含む材料、ナノ磁性材料を含む材料、ナノ光学材料を含む材料、ナノ医療材料を含む材料、ナノ環境材料を含む材料、ナノ エネルギー材料を含む